

2020 November

11

No.849

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 ひょうたん島公園

今月の記事

● 日本年金機構

- ・厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定 2
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書について 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ご存じですか？ マイナンバーの活用方法 4
- ・「第三者行為による傷病届」について 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・街角の年金相談センター鳥栖をぜひご利用ください 8

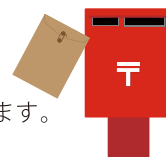
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



厚生年金保険における 標準報酬月額の上限の改定

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令(令和2年政令246号)が令和2年9月1日に施行されたことにより、令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になりました。

標準報酬月額の上限の変更

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

厚生年金保険の上限改定に係る特例的な取扱い

この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主からの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができる場合があります。詳細は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)を参照ください。

改定通知書の送付

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」をお送りしています。標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出は不要です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

養育期間標準報酬月額特例申出書について

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者からの申し出により事業主が年金事務所へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額により年金額を計算する特例措置が受けられます。

なお、老齢厚生年金等を計算する際は養育期間前の(高い)標準報酬月額を使用しますが、厚生年金保険料は実際の(低い)標準報酬で計算されます。

◆特例措置の適用期間

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る期間です。

- ① 子が3歳に達したとき
- ② 資格喪失したとき
- ③ 申し出に係る子以外の子について養育特例措置を受けるとき
- ④ 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ⑤ 育児休業等を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業を開始したとき



詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください。



お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0955-72-5161 |
| ●武雄年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年11月分保険料の納付期限は令和3年1月4日(月)です。

ご存じですか？マイナンバーの活用方法

◎マイナンバーの記入が必須となる場合

任意継続の被扶養者の認定手続きを行う場合

対象となる申請：任意継続被保険者資格取得など

◎被扶養者のマイナンバーのみ記入が必要で、本人確認書類の添付は不要です。

◎マイナンバーを活用し、情報連携を行う場合

①非課税証明書等の添付を省略したい場合

対象となる申請：高額療養費/限度額適用・標準負担額減額認定/療養費(立替払等)

◎対象となるのは被保険者が非課税の場合のみです。

②収入を確認できる書類の添付を省略したい場合

対象となる申請：基準収入額適用認定

◎被扶養者がいる場合は被扶養者情報の記入、被扶養者の本人確認書類が必要です。

③自己負担額や課税状況の情報連携を行う場合

対象となる申請：高額介護合算療養費

④被保険者証の記号番号が記入できない場合

対象となる申請：傷病手当金/出産手当金/埋葬料(費)/限度額適用認定など

！ご注意ください！

被扶養者の認定や、課税情報などの情報連携を行わない場合はマイナンバーの記入は不要です。

※マイナンバーを誤って記入した場合は？

マイナンバー欄を読み取れないように黒く塗りつぶしてください。↑

マイナンバーを記入した場合は、「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税状況等の確認申出書」に必要事項を記入し、本人確認書類を添付してください。被扶養者情報欄は基準収入額適用申請の場合にのみ必要です。

番号確認書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面コピー
- 個人番号の通知カードのコピー(記載情報と現況に相違のないもの)
- 住民票(マイナンバーの記載のあるもの)
- 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの)

身元確認書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)の表面コピー
- 運転免許証のコピー
- パスポートのコピー
- その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

「番号確認書類」「身元確認書類」それぞれ一点ずつの添付が必要です。



交通事故などの第三者行為で保険証を使用する場合 「第三者行為による傷病届」を ご提出ください!

●第三者行為とは?



相手がいる
交通事故



暴行を受けた



他人の飼っている
動物に咬まれた

●どうして届け出が必要なの?

第三者行為によるケガ・病気の治療費は本来、加害者が負担するべきものです。そのため、第三者行為によるケガ・病気で健康保険証を使用する際は、協会けんぽが加害者に治療費を請求するために必要な情報を届け出ていただく必要があります。



ご注意ください!

労災に該当する場合には健康保険証は使用できません。

お仕事中・通勤途中の傷病によって医療機関で治療を受ける際には、健康保険証は使用ができません。労災に該当するか判断が難しい場合は、お勤め先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



令和
2
年度

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業等の充実した社会保障制度について講習を行います。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	11月12日(木)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
武雄会場	11月13日(金)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
唐津会場	11月16日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	11月20日(金)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号	宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』 (佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 令和 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

無料

過重労働等に関する
相談はこちら



なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」**実施日時** 11月1日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)

令和2年12月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 年金事務所 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の
時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所
休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております
ので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

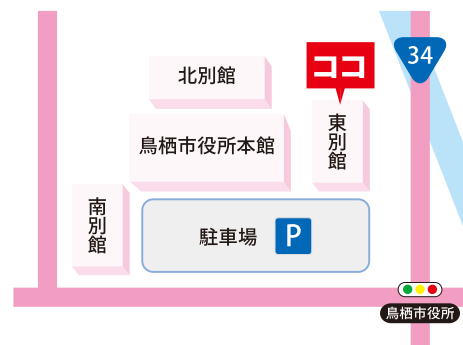
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号
(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談は予約制となっております

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客ニーズに応えるため

「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関する
ご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。

【場所】鳥栖市役所東別館1階

【時間】平日の8:30～17:15(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



日本年金機構のホームページがリニューアルされています。トップページには「事業主の方、
社会保険事務担当の方」向けのバナーがあり、そこをクリックすると、厚生年金保険の仕組みを
知るや、シーン別手続き案内の項目があり、知りたい情報にたどり着きやすくなっています。

実務にすぐ役立ちそうなので、是非検索活用してみてください。スマホ版では最寄りの年金
事務所情報も出てきます。(山)